平成２４年（フ）第１１０号
釧路市緑ケ岡５丁目27番８号　ハイツカネミ101号室
債務者　三品美佐子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２０２号
栃木県那須烏山市岩子183番地　仮設住宅２棟１号、前住所栃木県那須烏山市興野411番地２
債務者　安田　正明
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４７号
栃木県宇都宮市河原町７番８号　ランドパレス宇都宮平成通り706号室、前住所栃木県宇都宮市大和２丁目２番21号　シンフォニックシティ宇都宮507号室
債務者　小林　美智
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７５号
栃木県宇都宮市鶴田町351番地14
債務者　武田　孝久
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７６号
栃木県宇都宮市駒生町1406番地38　エルディム杉山Ａ201、前住所栃木県宇都宮市上野町6089番地19
債務者　野口　英夫
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７７号
栃木県宇都宮市駒生町1406番地38　エルディム杉山Ａ201、前住所栃木県宇都宮市上野町6089番地19
債務者　野口　佳子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８３号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1148番地661、前住所栃木県那須郡那須町大字高久丙3193番地760
債務者　大笹貴靖こと　大笹　浩志
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２２年（フ）第２９３号
宮崎県西都市大字南方1440番地
破産者　山﨑製紙株式会社
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１０８号
宮城県塩竈市玉川３丁目７番２号
破産者　荻原　聖子
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２８号
仙台市太白区柳生５丁目３番地の１　アルフォートシティ503、従前の住所宮城県名取市ゆりが丘４丁目22番地の２
破産者　照井　公憲
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前341番地４
破産者　原田　三男
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前341番地４
破産者　原田　和子
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９１１号
札幌市白石区東札幌５条５丁目14番２号ファーストコート101号
破産者　高橋　　司
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０６号
大阪市城東区森之宮１丁目２番909号
破産者　遠藤　　卓
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３４号
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ48―101号
破産者　石田　和彦
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部